

とする。

(紹介手数料の支払い方法等)

第11条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するものとし、その際、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

(返戻金制度)

第12条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとする。

入社後 10 日以内で退職した場合	：	紹介手数料の 90%に相当する額
入社後 2 か月以内で退職した場合	：	紹介手数料の 50%に相当する額
入社後 3 か月以内で退職した場合	：	紹介手数料の 20%に相当する額

(個人情報保護及び秘密保持)

第 13 条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び丙の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

(2) 甲は、丙を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

第 14 条 この契約の有効期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。ただし、有効期間満了の 3 か月前までに甲・乙のいずれからの特段の申し入れがないときは、さらに 1 年間同一条件で更新するものとする。

(2) 第 14 条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期間満了後も順守するものとする。

(表明・保証)

第 15 条 甲および乙は、自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっ